

大阪市立児童福祉施設条例の一部を改正する条例案

大阪市立児童福祉施設条例（昭和39年大阪市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第1条中「以下法」を「以下「法」」に、「以下施設」を「以下「施設」」に、「別表」を「別表第1」に改める。

第2条中「法第27条第1項第3号の」を「同条第5項若しくは第6項第1号又は法第27条第1項第3号の規定による」に改める。

第3条を第7条とし、第2条の次に次の4条を加える。

（使用料）

第3条 別表第1に掲げる保育所（以下「保育所」という。）の使用料は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 保育所において法第24条第1項の規定による保育を受ける場合（保育を受ける児童が同条第5項又は第6項第1号の規定による措置を要すると認められた児童である場合を除く。） 1月につき子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第27条第3項第1号に掲げる額

(2) 保育所において支援法第59条第2号に規定する時間外保育を受ける場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 保育所において保育を受けた児童（法第24条第5項又は第6項第1号の規定による措置を要すると認められた児童を除く。以下「保育を受けた児童」という。）のうち、当該児童の保護者のいずれもが通常の保育時間を超えて、居宅外で労働することを常態とし、又は当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としているものが、支援法第59条第2号の利用時間帯（以下「利用時間帯」という。）以外の時間において保育を受ける場合 次に掲げる

場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 利用時間帯以外の時間において保育を受ける時間（以下「延長時間」という。）が1時間である場合 1月につき2,900円

(イ) 延長時間が2時間である場合 1月につき5,900円

(ウ) 延長時間が3時間である場合 1月につき6,800円

イ アに掲げる場合のほか、保育を受けた児童が利用時間帯以外の時間において保育を受ける場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 延長時間が1時間である場合 1日につき300円

(イ) 延長時間が2時間である場合 1日につき600円

(ウ) 延長時間が3時間である場合 1日につき700円

ウ 保育を受けた児童が支援法第59条第2号の利用日以外の日において保育を受ける場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 保育を受ける児童が0歳児（保育を受ける日の属する年度の初日の前日において1歳に達していない児童をいう。以下同じ。）である場合 1日につき3,600円

(イ) 保育を受ける児童が1歳児又は2歳児（保育を受ける日の属する年度の初日の前日において3歳に達していない児童（0歳児を除く。）をいう。以下同じ。）である場合 1日につき2,700円

(ウ) 保育を受ける児童が3歳以上児（保育を受ける日の属する年度の初日前において3歳に達する児童をいう。以下同じ。）である場合 1日につき1,600円

(3) 保育所において行われる支援法第59条第10号に掲げる事業を利用する場合 1日につき別表第2に掲げる額

(4) 保育所において行われる支援法第59条第11号に掲げる事業を利用する場合 1日につき2,500円（市規則で定める時間帯以外の時間において利用する場合に

あつては、2,500円に当該時間帯以外の時間において利用した時間30分までごとに200円を加算した額)

(納期限)

第4条 使用料は、市規則で定める日までに納付しなければならない。

(使用料の減免)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、市規則で定めるところにより、第3条第2号に定める使用料(同号イに定めるものを除く。)を減免することができる。

(1) 児童が生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯その他これに準ずる程度に困窮しているものとして市規則で定める世帯(以下「被保護世帯等」という。)に属しているとき

(2) 児童の属する世帯を構成する者(当該児童の父母その他の市規則で定める扶養義務者に限る。以下「構成員」という。)のいずれもが当該年度分(4月から8月までの間にあつては、前年度分)の市町村民税を課されていないとき

(3) 児童の属する世帯に構成員がないとき

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、市規則で定めるところにより、第3条第3号に定める使用料を減免することができる。

(1) 児童が被保護世帯等に属しているとき

(2) 児童の保護者のいずれもが当該年度分(4月及び5月にあつては、前年度分)の市町村民税を課されていないとき

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、市規則で定めるところにより、第3条第4号に定める使用料を減免することができる。

(1) 児童が生活保護法による保護を受けている世帯に属しているとき

(2) 児童の保護者のいずれもが当該年度分(4月及び5月にあつては、前年度分)の市町村民税を課されていないとき

(3) 児童の保護者のいずれもが前年分(1月から3月までの間にあつては、前々年

分)の所得税を課されていないとき

- (4) 児童の属する世帯の世帯主が母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの（児童手当法（昭和46年法律第73号）第5条第1項の規定により児童手当が支給されないものを除く。）であるとき

- 4 前3項に定める場合のほか、市長は、災害その他特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

（使用料の還付）

第6条 既納の使用料は、還付しない。ただし、特別な事由があるときは、その全部又は一部を還付することがある。

別表保育所の項中大阪市立香簀保育所の項、大阪市立塚本保育所の項、大阪市立南生野保育所の項、大阪市立大宮第2保育所の項、大阪市立東中浜保育所の項、大阪市立茨田大宮保育所の項、大阪市立安立保育所の項、大阪市立矢田第1保育所の項、大阪市立東喜連保育所の項及び大阪市立加美第3保育所の項を削り、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第3条関係）

児童の区分	使用料	
	休日以外の日を利用する場合	休日に利用する場合
0歳児	2,700円	3,600円
1歳児又は2歳児	2,000円	2,700円
3歳以上児	1,200円	1,600円

休日以外の日を利用する場合において、市規則で定める時間帯以外の時間において利用するときは、当該時間帯以外の時間において利用した時間30分までごとに200円を加算する。

備考 この表において「休日」とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表保育所の項中大阪市立東喜連保育所の項を削る改正規定の施行期日は、市長が定める。

平成27年2月24日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

保育所の入所資格を改め、使用料に関し必要な事項を定めるとともに、香簞保育所ほか9施設を廃止するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市立児童福祉施設条例（抄）

(設 置)

第 1 条 本市に児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下**法** という。）の規定による児童福祉
「法」

施設（以下**施設** という。）を設置し、その種類、名称及び位置は、**別表** のとおりとす
「施設」 **別表第 1**

る。

(入所資格)

第 2 条 施設に入所できる者は、法第24条第 1 項に規定する児童及び**同条第 5 項若しくは第 6 項
第 1 号又は法第27条第 1 項第 3 号の規定による措置を要すると認められた児童とする。**

(使用料)

第 3 条 **別表第 1 に掲げる保育所（以下「保育所」という。）の使用料は、次の各号に掲げる場
合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。**

(1) 保育所において法第24条第 1 項の規定による保育を受ける場合（保育を受ける児童が**同条
第 5 項又は第 6 項第 1 号の規定による措置を要すると認められた児童である場合を除く。**）

1 月につき子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第27
条第 3 項第 1 号に掲げる額

(2) 保育所において支援法第59条第 2 号に規定する時間外保育を受ける場合 次に掲げる場合
の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 保育所において保育を受けた児童（法第24条第 5 項又は第 6 項第 1 号の規定による措置
を要すると認められた児童を除く。以下「保育を受けた児童」という。）のうち、当該児
童の保護者のいずれもが通常の保育時間を超えて、居宅外で労働することを常態とし、又
は当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としているものが、支援法第
59条第 2 号の利用時間帯（以下「利用時間帯」という。）以外の時間において保育を受け
る場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

（ア）利用時間帯以外の時間において保育を受ける時間（以下「延長時間」という。）が 1
時間である場合 1 月につき2,900円

（イ）延長時間が 2 時間である場合 1 月につき5,900円

（ウ）延長時間が 3 時間である場合 1 月につき6,800円

イ アに掲げる場合のほか、保育を受けた児童が利用時間帯以外の時間において保育を受ける場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- ア 延長時間が1時間である場合 1日につき300円
- イ 延長時間が2時間である場合 1日につき600円
- ウ 延長時間が3時間である場合 1日につき700円

ウ 保育を受けた児童が支援法第59条第2号の利用日以外の日において保育を受ける場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- ア 保育を受ける児童が0歳児（保育を受ける日の属する年度の初日の前日において1歳に達していない児童をいう。以下同じ。）である場合 1日につき3,600円
 - イ 保育を受ける児童が1歳児又は2歳児（保育を受ける日の属する年度の初日の前日において3歳に達していない児童（0歳児を除く。）をいう。以下同じ。）である場合 1日につき2,700円
 - ウ 保育を受ける児童が3歳以上児（保育を受ける日の属する年度の初日前において3歳に達する児童をいう。以下同じ。）である場合 1日につき1,600円
- (3) 保育所において行われる支援法第59条第10号に掲げる事業を利用する場合 1日につき別表第2に掲げる額
- (4) 保育所において行われる支援法第59条第11号に掲げる事業を利用する場合 1日につき2,500円（市規則で定める時間帯以外の時間において利用する場合にあっては、2,500円に当該時間帯以外の時間において利用した時間30分までごとに200円を加算した額）

（納期限）

第4条 使用料は、市規則で定める日までに納付しなければならない。

（使用料の減免）

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、市規則で定めるところにより、第3条第2号に定める使用料（同号イに定めるものを除く。）を減免することができる。

- (1) 児童が生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯その他これに準ずる程度に困窮しているものとして市規則で定める世帯（以下「被保護世帯等」という。）に属しているとき
- (2) 児童の属する世帯を構成する者（当該児童の父母その他の市規則で定める扶養義務者に限る。以下「構成員」という。）のいずれもが当該年度分（4月から8月までの間にあっては、前年度分）の市町村民税を課されていないとき

(3) 児童の属する世帯に構成員がないとき

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、市規則で定めるところにより、第3条第3号に定める使用料を減免することができる。

(1) 児童が被保護世帯等に属しているとき

(2) 児童の保護者のいずれもが当該年度分（4月及び5月にあつては、前年度分）の市町村民税を課されていないとき

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、市規則で定めるところにより、第3条第4号に定める使用料を減免することができる。

(1) 児童が生活保護法による保護を受けている世帯に属しているとき

(2) 児童の保護者のいずれもが当該年度分（4月及び5月にあつては、前年度分）の市町村民税を課されていないとき

(3) 児童の保護者のいずれもが前年分（1月から3月までの間にあつては、前々年分）の所得税を課されていないとき

(4) 児童の属する世帯の世帯主が母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの（児童手当法（昭和46年法律第73号）第5条第1項の規定により児童手当が支給されないものを除く。）であるとき

4 前3項に定める場合のほか、市長は、災害その他特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

（使用料の還付）

第6条 既納の使用料は、還付しない。ただし、特別な事由があるときは、その全部又は一部を還付することがある。

（施行の細目）

第3条 省 略

第7条

別表 （第1条関係）

別表第1

種類	名 称	位 置
保育所	省	略
	<u>大阪市立香簀保育所</u>	<u>大阪市西淀川区御幣島5丁目</u>
	省	略

<u>大阪市立塚本保育所</u>	<u>大阪市淀川区塚本 6 丁目</u>
省	略
<u>大阪市立南生野保育所</u>	<u>大阪市生野区生野東 4 丁目</u>
省	略
<u>大阪市立大宮第 2 保育所</u>	<u>大阪市旭区中宮 1 丁目</u>
省	略
<u>大阪市立東中浜保育所</u>	<u>大阪市城東区東中浜 2 丁目</u>
省	略
<u>大阪市立茨田大宮保育所</u>	<u>大阪市鶴見区茨田大宮 3 丁目</u>
省	略
<u>大阪市立安立保育所</u>	<u>大阪市住之江区安立 4 丁目</u>
省	略
<u>大阪市立矢田第 1 保育所</u>	<u>大阪市東住吉区照ヶ丘矢田 2 丁目</u>
省	略
<u>大阪市立東喜連保育所</u>	<u>大阪市平野区喜連東 4 丁目</u>
省	略
<u>大阪市立加美第 3 保育所</u>	<u>大阪市平野区加美東 2 丁目</u>
省	略
省	略

別表第 2 省 略